

2009年度

科目名	日本国憲法		
担当教員	浅野 宜之		
配当	人社1	コード	55810
開期	後期	講時	金曜日5限
		単位数	2
授業テーマ	憲法に関する基本知識を得て、日本社会の仕組みを知る		
目的と概要	憲法は、国家の基本法としてその運営方針を定めたものであり、また国民・住民の基本的権利を保障する重要な道具でもある。本講義を通して憲法の働きを把握し、日々の暮らしの中でいかなる点が憲法と関わっているのか、考えるきっかけを見つけていただきたい。		
成績評価法	期末の定期試験の結果に平常点を加味して評価する。		
テキスト	『憲法の解説(六訂版)』(憲法教育指導研究会)一橋出版		
参考書			
履修に当たっての注意・助言			
講義計画			
<p>1. 憲法とは何か、なぜ憲法を学ぶのか 歴史的背景:近代的法秩序と憲法について、学生・公務員・教員・労働者と憲法</p> <p>2. 日本国憲法の原理、基本的権利について 日本国憲法の三原理、基本的人権の主体:個人・団体、国民・外国人、共同体</p> <p>3. 平等 形式的平等と実質的平等、平等にかかわる判例、アファーマティブ・アクション</p> <p>4. 信教の自由 狭義の信教の自由と政教分離、信教の自由にかかわる判例</p> <p>5. 表現の自由 表現することと政治的参加、表現の自由とプライバシー</p> <p>6. 生存権 生存権の内容:「健康で文化的な最低限度の生活」とは、生存権にかかわる判例</p> <p>7. 教育を受ける権利 教育法制と憲法、教育を受ける権利と教育権、関連判例</p> <p>8. 経済活動にかかわる権利 財産権</p> <p>9. 人身の自由と司法制度改革 法の適正手続、刑事手続と憲法、裁判を受ける権利と司法制度改革</p> <p>10. 国会 国権の最高機関・唯一の立法機関、衆議院の優越とは</p> <p>11. 内閣 行政府のあり方、議院内閣制とは、内閣の職務</p> <p>12. 裁判所 裁判所制度、違憲審査権、司法権の独立と大津事件</p> <p>13. 地方自治 地方自治の本旨、住民自治と団体自治という見方、コミュニティと憲法</p> <p>14. 平和主義 平和主義の意味、憲法第9条とこれに関わる判例</p> <p>15. これまでの要点ふりかえり</p>			